

「早く返さないと生活が……」。多重債務者の増加抑止を狙った改正貸金業法が思わぬ影響を与え始めた。法定上限金利の引き下げなどを控えた消費者金融各社は貸し出しを絞り込み、返済を続けていた人も新たな融資を断られ、窮するケースが目立つ。早く処理しなければ破産の可能性も。債務者たちは分かれ道に立っている。

「まじめに返してきたのに、なぜ急に借りられなくなるとか」。都内に住む会社員の遠山健吾さん(仮名、44)は納付のいかない思いを抱えている。先月、消費者金融会社の窓口で追加融資を拒否されたためだ。

生活費を補うために数年前に借り始めた借金は五社から合計二百五十万円。利息と元本あわせ返済額は毎月八万円ほどになるが、滞らせたことはなかったという。融資拒否を受け、やむなく司法書士に頼み任意整理。今後は毎月三万円ずつ返済し生活を立て直す。

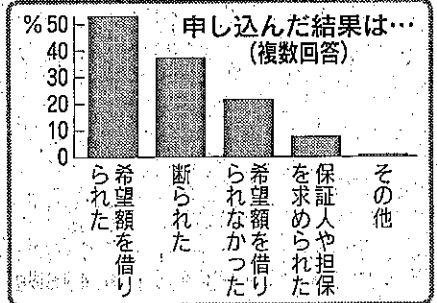
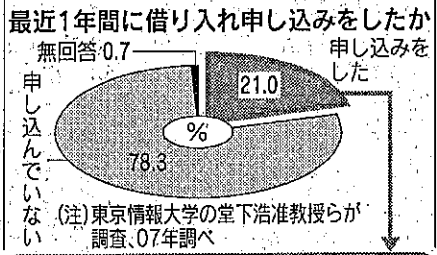
多重債務者分かれ道

延滞なくとも返済が急務に

貸金業法改正で貸し渋り



太陽の会は債務者同士で体験を語り合う会合を開いている。(東京・千代田)



生活コンシューマー

れ続ける人が多いことも、拍車をかけている。借金を抱える人は返済を急がなければ生活に支障が出る可能性があるが、ただ多重債務の場合、自力で借金生活を脱するのは簡単ではない。債務者がどのような助力を得るかが一つのカギになる。

「仲間と助けあって任意整理にこぎ着けられた」と話すのは約三百万円の借金を抱える太田美智子さん(同、53)。五人の子を育てるため二十年以上前から借金をしていた。支えは司法書士らと債務者が運営する「太陽の会」(東京)。

ほかの債務者の体験談や司法書士の助言を聞き、返済ノウハウを学んだという。同会の司法書士、松本政雄さんによると「一人で返却計画を立てても返済できる人は少ない」。相談できる仲間の存在は生活再建の大きな力になる。

最近は大田さんのように、やむを得ない生活の事情で借金をする人が目立つ。懸念されるのはこうした債務者が消費者金融から締め出され、違法なヤミ金融に走ることだ。

多重債務者の支援活動をしている「名古屋消費者信用問題研究会」の滝原暢弁護士は、借金がある人は融資を拒否される前に、借金総額と法的救済措置をしっかり把握し、返済のめどを付けることが大切と話している。「まず消費者金融に取引履歴を請求して支払った利息を計算するとよい(滝原弁護士)。利息制限法を上回る過払い利息があれば、返還を受け、借金を圧縮できるからだ。

全国信用情報センター連合会(全信連、東京)によると、借入先が五社以上の多重債務者は約二百三十万人に上る。これらの債務者は返済が困難になれば、自己破産をする可能性も高い。「あくまで債務者自身が債務整理を行う、強い覚悟を持つべき」。全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会の本多事務局長は、そ

多重債務問題に詳しい東京情報大学の堂下浩准教授が、昨年行った調査によると、消費者金融から借り入れるお金の平均額は百一十万円。借入額が二百万円に達する人がいて、物品の補てんやその他の借金返済に三百五十万円になると借金完済できる人と、自己破産な場合が多い。予定より早く友人から借りる人も目立つ。

残高200-350万円で明暗

東京情報大准教授ら調査 米国型の相談支援制度注目

債務整理をした場合は、本人の姿勢が変わらなければ再び借金生活に戻る可能性も高い。堂下さんはカウンセラーが相談に乗る、借金返済を継続的に支援し、生活再建を図る米国のクレジットカウンセリングに注目。「日本でも同様の仕組みが必要」と語る。